

## 26 在宅勤務等手当

住居等において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、連続する3箇月以上の期間1箇月当たり平均10日を超えて、在宅勤務を行うことを命ぜられた職員に対して、支給する。

条例第11条の9  
第1項

### (1) 支給要件

次の(ア)から(ウ)に掲げる要件をすべて満たしていること。

#### (ア) 在宅勤務等の場所

住居その他これに準ずるものとして次に掲げる場所

- (i) 職員の配偶者又は2親等内の親族の住居
  - (ii) 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）
  - (iii) (i)、(ii)に掲げる場所に準ずる場所として任命権者等が認めるもの
- (注) (iii)には、県の施設又は県が職員に無償で使用させる施設等は含まれない。

規則7—142  
第2条

#### (イ) 正規の勤務時間の全部を勤務すること

正規の勤務時間については、休暇により勤務しない時間その他次に掲げるものを除く。

- (i) 職員勤務時間条例第10条の4第1項及び学校職員勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間に割り振られた勤務時間
- (ii) 職員勤務時間条例第11条及び学校職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日（(iii)において「休日」と総称する。）に割り振られた勤務時間
- (iii) 職員勤務時間条例第12条第1項及び学校職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日に割り振られた勤務時間
- (iv) 休暇により勤務しない時間及び(i)～(iii)に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(注) (i)～(iii)は、いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。

#### (ウ) 連続する3箇月以上の期間1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務を行うこと

- ・連続する3箇月以上の期間中に命ぜられた在宅勤務等の状況に変更が生じた場合であっても、当該期間の始期又は終期が変更されることはない。
- ・手当の支給開始後に、在宅勤務等を命ぜられた日数に変更が生じた場合については、期間内の各月の初日において既に在宅勤務等を行った日数と、同日以降の在宅勤務等を命ぜられた日数を合算した日数を期間の月数で除して得た数に相当する日数が10日を超えるかどうかにより、手当の支給可否について判断するものとする。

[令和7年通知第236号]  
規則7—142  
第3条

[令和7年通知第236号]

### (2) 支給額（月額）

3,000円

条例第11条の9  
第2項

### (3) 支給日等

手当は、規則7—0（給料等の支給）第1条に規定する給料の支給日に支給する。

#### (ア) 手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、手当をその際支給する。

- (イ) 職員が給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該手当の支給日前であるときは、その際支給する。

規則7—142  
第6条

### (4) 支給期間等

職員が新たに要件を具備すると認められた場合には、3箇月以上の期間、手当を支給する。ただし、手当を支給されている職員が要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、手当を支給しない。

規則7—142  
第7条